

高第 5405 号
令和 2 年 2 月 28 日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業
について（通知）

このことについて、別紙のとおり令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知がありました。

そこで、県立学校について、学校設置者として、感染防止を図り、子どもたちの安全安心を確保するため、次のとおり方針を定めましたので通知します。

- 1 全県立学校を本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、臨時休業とする。
 - ・ 休業の期間については、今後の状況の変化により変更することがある。
 - ・ また、3月2日については、幼児、児童、生徒への指導、保護者への連絡等の必要がある場合は、短時間の児童、生徒の登校は差し支えないものとする。
 - ・ 併せて、全県立学校は休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置する。
 - ・ 特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「児童、生徒の居場所」を学校に設けることを検討し、実施する。
- 2 卒業式、入学式、公立学校入学者選抜及び入学予定者説明会については、令和2年2月26日付け総第3428号教育長通知どおり、規模縮小等を行い感染防止策を講じて実施する。
- 3 その他、詳細については、別途連絡する。

問合せ先

（高等学校及び中等教育学校について）

高校教育課教育課程指導グループ 松澤、小野
電話 045-210-8260

（特別支援学校について）

特別支援教育課教育指導グループ 立花、荒井
電話 045-210-8276